

諮問日：平成30年3月22日（平成29年度（情）諮問第24号）

答申日：平成30年9月21日（平成30年度（情）答申第8号）

件名：福岡地方裁判所における特定事件の決定に関する書類等の不開示判断（開示対象外等）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下、併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、福岡地方裁判所長が、別紙記載1、2、4及び5の文書については司法行政文書の開示手続の対象とならないとして、別紙記載3の文書については作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、福岡地方裁判所長が平成30年2月6日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書について不開示とすることが可能であれば、国民の情報公開により知る権利を侵害することができることとなり、法的根拠なく公務員が業務を遂行することは公務員の職権乱用に該当する。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 別紙記載1及び2の文書は、本件開示申出書及び本件苦情申出書の記載を踏まえると、特定の事件に係る裁判事務に関する文書と解される。そうすると、これらの文書は、司法行政文書には当たらず、司法行政文書の開示手続の対象とならない。

2 別紙記載3の文書は、作成し、又は取得していない。

裁判所法82条は、司法行政の監督権で処分し得る事務に関する不服に対して、監督権を行使して司法行政上適当な措置をとることをいうものと解され、具体的な処分は、事案に応じた個別的な対応がなされる性質のものである。このような性質からすると、同条に基づく不服における処分方法やその根拠条文について定めたものはない。また、同条において引用する同法80条は、裁判所の行う司法行政について、その監督機関と監督系統とを定めた条文であり、処分方法について定めたものではない。

3 別紙記載4の文書としては、刑事訴訟法及び民法が考えられ、別紙記載5の文書としては、刑事訴訟法、民事訴訟法、郵便法等の法令が考えられる。

法令は、一般に公布の手續が踏まれ、官報等に掲載されることにより広く周知が図られており、また、その条文については、不特定多数の者に販売することを目的として発行されている法令集などにより容易に入手可能であることから、取扱要綱記第1の司法行政文書に該当しない。

したがって、別紙記載4及び5の文書は、司法行政文書の開示手續の対象とならない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年3月22日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年6月15日 審議
- ④ 同年8月24日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 取扱要綱によれば、司法行政文書の開示手續の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所

が保有しているものである。また、司法行政文書には、裁判事務に関する文書は含まれないと解される。

そこで別紙記載1及び2の文書につき検討すると、苦情申出人が提出した本件開示申出書及び本件苦情申出書の記載内容からすれば、苦情申出人が開示を求める文書は、特定の事件に係る裁判事務に関する文書と解される。そうすると、これらの文書は、司法行政文書とは認められない。

したがって、別紙記載1及び2の文書は、司法行政文書の開示手続の対象とならない。

- 2 本件開示申出は、福岡簡易裁判所に対して本件開示申出文書の開示を求めるものであるところ、別紙記載3の文書について検討すると、裁判所法82条は、司法行政の監督権で処分し得る事務に関する不服に対して、当該監督権を行使して司法行政上適切な措置をとることを規定したものと解され、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、同条に基づく具体的な処分は、必要に応じて個別に対応されるものであり、不服に対する処分方法やその根拠条文について定めたものはないとのことであり、このような説明内容が不合理とはいえない。そのほか、福岡簡易裁判所において別紙記載3の文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、福岡簡易裁判所において、別紙記載3の文書を保有していないと認められる。

- 3 法令は、官報により公布されることによって広く周知が図られている上、その条文については、不特定多数の者に販売することを目的として発行されている法令集などにより容易に入手可能であることから、取扱要綱記第1にいう司法行政文書には該当しないというべきである。

そこで別紙記載4及び5の文書について検討すると、別紙記載4の文書としては、刑事訴訟法及び民法が考えられ、別紙記載5の文書としては、刑事訴訟法、民事訴訟法、郵便法等の法令が考えられる。そうすると、これらの文書は、

司法行政文書とは認められない。

したがって、別紙記載4及び5の文書は、司法行政文書の開示手続の対象と
ならない。

- 4 以上のとおりであるから、原判断については、別紙記載1, 2, 4及び5の
文書は司法行政文書の開示手続の対象とならず、福岡簡易裁判所において別紙
記載3の文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人

別紙

- 1 福岡高等裁判所における特定の事件に係る決定に関する以下の書類
 - (1) 再審請求棄却決定の謄本が特定の日に送達されたことを証明する資料
 - (2) 即時抗告に関する提出書類が特定の日福岡簡易裁判所に到達して提出されていることを証明する資料
 - (3) 特定の請求に関して刑事訴訟規則 283 条所定の資料の一つである現裁判の謄本が添付されていないことを証明する資料
- 2 福岡高等裁判所における特定の事件に係る決定に関する以下の書類
 - (1) 再審請求棄却決定の謄本が特定の日送達されたことを証明する資料
 - (2) 即時抗告に関する提出書類が特定の日福岡地方裁判所に到達して提出されていることを証明する資料
- 3 裁判所法 82 条の事務の取扱方法に対する不服における処分方法及びその根拠条文
- 4 刑訴法 422 条において即時抗告申立が原審裁判所へ 3 日間になっている法的根拠及び民法の期間の考え方が土日を含まないことの法的根拠
- 5 特別送達を裁判所の文書として利用する法的根拠